

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第8議案第44号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第44号 開成町条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出、開成町長、府川裕一。

今回の税条例の改正でございますが、提案理由にもありますように平成30年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたところでございます。

また、平成29年度税制改正により、地方税法及び、航空燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に交付されてございます。これらの地方税法の改正によりまして、町税条例の一部を改正する必要が生じたので、今回御提案させていただくものでございます。

内容としましては、大きく二つございます。まず一つ目といたしまして、町民税についての改正でございます。配偶者控除について、納税者本人の所得制限が導入され、地方税法において、用語の定義に変更がございましたので、控除対象配偶者を、同一生計配偶者に改めるものでございます。

次に二つ目でございますが、固定資産についての改正でございます。

地方決定型地方税特別措置、通称わがまち特例が講じられている固定資産について、対象資産の特例割合等の見直しがされましたことから、税条例の改正をしようとするものでございます。

また、条例で引用しております。地方税法の条ずれ等を合わせて、整備するものでございます。

それでは、1ページおめくりください。条例案を朗読いたします。

開成町条例第 号 開成町税条例の一部を改正する条例。

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す

ように改正する。

こちらでは、改正後の欄で御説明したいと思います。第9条の2、個人の均等割の非課税でございます。

地方税法の改正に伴い、税制上の用語定義に変更がございました。控除対象配偶者の字句を、同一生計配偶者に改めるものでございます。

次に、附則になります。12項の耐震基準適合住宅に対する固定資産の減額の適応を受けようとするものがすべき申告、及び13項の耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適応を受けようとするものがすべき申告については、規定する引用条文の条ずれにより改めるものでございます。ページは2ページになります。

14項の固定資産税の課税標準の特例でございます。法附則第15条第2項の、第2項第1号ほか、条例で定める割合について規定するものでございます。第1号は水質汚濁防止法に規定する汚水または、廃液処理施設の特例を規定するもので、参酌割合の変更に伴い改めるものでございます。こちらは参酌基準の標準となります2分の1とするものでございます。

第3号は土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設について規定するもので、地方税法附則第15条第2項第3号の削除に伴い、削除するものでございます。これにより、現行の第4号から第6号について1号ずつ繰り上げ、現行の第4号について合わせて引用条文を改めるものでございます。

改正後の第6号から、次のページになりますが、第10号までにつきましては、地方税法の改正に伴い、平成30年4月1日から、平成32年3月31日までの間に新たに取得された、水力、地熱、バイオマス、太陽光、風力の5種類の再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例について、新たに規定するもので、課されることになった年度から、3年度分の固定資産にかぎり、地方税法で定める割合を参酌し、その割合を条例で定めるものでございます。

条例で定める割合につきましては、それぞれ地方税法を参酌する割合のとおりとするものでございます。第6号は水力発電設備について、第7号は地熱発電設備について、第8号はバイオマス発電設備について規定するものでございます。条例で定める割合を3分の2と規定するものでございます。第9号は特定太陽光発電設備について、第10号は特定風力発電設備について規定するものでございますが、条例で定める割合を4分の3と規定するものでございます。

現行の第7号から、第12項については、第6号から第10号を新設することにより、第11号から第16号に繰り下げ、合わせて現行の第7号から第9号及び、第12項については引用情報を改めるものでございます。

それでは、本条例の附則でございます。第1項でございます。施行期日について定めるものでございますが、この条例を公布の日から施行することを定めるものでございます。ただし、第9条の2の規定については、平成31年1月1日とするものでございます。

第2項でございます。町民税に関する経過措置について定めるものでございます。

改正後の開成町税条例第9条の2の規定は平成31年度以降以後の年度分の個人の町民税について、適用し平成30年度分までを個人の町民税については、なお従前の例によるものでございます。

第3項でございます。固定資産税に関する経過措置について定めるもので、改正後の税条例の固定資産税に関する規定につきましては、別段の定めがあるものを除き、平成30年度以後の年度分について適応して、平成29年度分までにつきましては、従前の例によるものと定めるものでございます。

第4項でございます。平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、従前の例に定めるものでございます。

第5項でございます。平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税につきましては、なお従前の例によるものと定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですから、採決を行います。

議案第44号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席してください。起立全員によって、可決されました。